

南砺市告示第173号

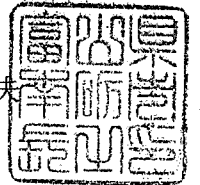
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営土地改良事業 石黒東部地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和7年12月19日

南砺市長 田 中 幹 夫



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「和泉」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	岩木		516番1の一部、516番2の一部、517番1の一部、 517番2の一部、951番、952番、953番、 954番の一部、955番の一部
南砺市	松木		269番の一部、313番、2019番3の一部、 3013番の一部
南砺市	川西		121番、744番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「岩木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	和泉		457番の一部、458番の一部、3111番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「松木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	川西		7番1、7番2、7番3、8番2、9番2、10番2、 2004番2の一部、2005番2の一部、3004番2の一部
南砺市	遊部川原		47番1、48番1、48番3、49番1、49番2、50番、 3012番
南砺市	和泉		287番1の一部、287番2の一部、291番1の一部、 291番2の一部、291番3の一部、292番、 2062番の一部、2075番の一部、2076番の一部、 3050番の一部、3058番の一部、3059番の一部、 3112番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「遊部川原」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	松木		20番1、20番2、20番3、52番の一部、 2006番3の一部、2025番6の一部、 3019番3の一部
南砺市	和泉		2007番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「八幡」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	福光	細江	140番1、140番2、141番1、141番2、143番1、 143番2、144番、145番、146番、147番、148番、 149番1、149番2、150番1、150番2、151番1、 151番2、152番1、152番2
南砺市	福光	笹塚	224番1、224番2、224番3、224番4、224番5、 225番1の一部、225番2の一部
南砺市	福光	若林	95番2の一部、95番3の一部
南砺市	福光	殿館	307番1の一部、308番1、308番2、309番1、 309番2、310番1、310番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	福光	若林	95番2の一部、95番3の一部
南砺市	福光	笹塚	225番1の一部、225番2の一部
南砺市	福光	殿館	307番1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。